

令和3年度当初予算 復活見積調書(部長)

健康福祉部

■一般会計

(金額:千円)

| 番号 | 所属名 | 事務事業名 | 項目 | 目的・効果 | 計画・スケジュール等 | 当初見積額 | | 内示額 | | 復活見積額 | 財 源 内 訳 | | | | | 査定額 | 財 源 内 訳 | | | | | 査 定 額 | 査 結 果 | | |
|----|---------|-------------|---------------------------|--|---|--------|--------|--------|--------|-------|---------|----|-----|------|-------|-------|---------|----|-----|------|--|-------|-------|-------------------------------|-------------------------------|
| | | | | | | 一財 | 内示額 | 一財 | 国庫支出金 | | 県支出金 | 市債 | その他 | 一般財源 | 国庫支出金 | | 県支出金 | 市債 | その他 | 一般財源 | | | | | |
| 1 | 健康福祉政策課 | 社会福祉事業振興費 | 草津市社会福祉協議会運営費補助金(事務局管理経費) | 草津市社会福祉協議会の事務所移転(令和3年5月予定)に伴い、移転先の市民総合交流センター(ナリエ草津)での、地域支え合い運営車両の駐車場使用料金、およびボランティア団体が活動のため利用する会議室使用料について、必要経費を補助し、地域福祉のさらなる推進とボランティア活動の活性化を図るものです。 | 駐車場補助及び会議室補助の開始については、移転後の令和3年5月(連休)以降を予定。 | 5,867 | 5,867 | 4,488 | 4,488 | 732 | | | | | | 732 | 248 | | | | | | 248 | 部長間調整により、事業内容を確認し、必要額を措置しました。 | |
| 2 | 健康福祉政策課 | 民生児童委員費 | 草津市民生委員児童委員協議会補助金 | 民生委員・児童委員は子どもから高齢者まで幅広く生活上の困りごとの相談に応じ、必要な支援が受けられるよう地域の専門機関につなぐ、日頃の見守りによって地域福祉を担っています。民生委員・児童委員の定数は国の基準があり、今回、基準以上に担当しておられる地域の定数を地元の要望により1名増やすことにより、委員の業務量を平準化して住民への適切な支援が行えるようになります。 | 令和3年4月1日より、玉川学区の区域担当の定数を1名増員して17名とし、市全体で定数を262名とします。 | 27,592 | 12,060 | 27,488 | 12,016 | 104 | | | | | | 43 | 104 | | | | | 60 | 44 | 部長間調整により、事業内容を確認し、必要額を措置しました。 | |
| 3 | 健康福祉政策課 | 民生児童委員費 | 会計年度任用職員 | 健幸都市づくりの推進に係る、健幸都市宣言賞同業所関連業務や広報啓発、くさつ健幸ステーション関連業務に加えて、民生委員児童委員関係業務を行います。このことにより、正規職員の負担軽減を図り、正規職員はより本格的業務である次期健幸都市基本計画策定業務や民生委員一斉改選の事前調整、社会福祉法人関係業務に注力します。 | 任用期間:令和3年4月1日～令和4年3月31日 勤務日数:週5日 勤務時間:6時間/日 | 2,131 | 2,131 | 0 | 0 | 2,131 | | | | | | 2,131 | 2,131 | | | | | | 2,131 | 部長間調整により、事業内容を確認し、必要額を措置しました。 | |
| 4 | 健康福祉政策課 | 健幸都市づくり推進費 | くさつ健幸ステーションの拡大 | 市民が気軽に訪れ、自らの健康状態や健康情報について知り、交流しながら健幸づくりを進めていくことを目的とします。 | くさつ健幸ステーションに必要な備品を購入します。 令和3年3月 準備行為(見積徴収) 令和3年4月 備品購入・納品 令和3年5月 くさつ健幸ステーションオープン(5月6日～市民総合交流センター共用開始) | 403 | 403 | 0 | 0 | 309 | | | | | | 309 | 309 | | | | | | | 309 | 部長間調整により、事業内容を確認し、必要額を措置しました。 |
| 5 | 障害福祉課 | 在宅福祉サービス事業費 | 障害者紙おむつ助成費 | 在宅の常時紙おむつを必要とする重度心身障害者(児)に対して、紙おむつ購入費用を助成することにより、当該障害者(児)の衛生の向上ならびに介護者の精神的および経済的負担の軽減を図る。 | ・年間の補助対象限度額は72,000円とし、その9/10に相当する額(64,800円)が補助上限額とする。 ・年度途中で対象となった者は、対象者となった月の翌月から翌年3月までの月数に6,000円を乗じて得た額を補助対象限度額とし、その9/10に相当する額を補助上限額とする。 | 5,203 | 5,203 | 0 | 0 | 5,202 | | | | | | 5,202 | 5,202 | | | | | | | 5,202 | 部長間調整により、事業内容を確認し、必要額を措置しました。 |

